

## 安城市文化財保存事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市の区域内にある文化財の保護に必要な補助に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 国指定文化財 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する重要文化財、法第71条第1項に規定する重要無形文化財、法第78条第1項に規定する重要有形民俗文化財又は法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物をいう。
- (2) 県指定文化財 愛知県文化財保護条例（昭和30年愛知県条例第6号。以下「県条例」という。）第4条第1項に規定する県指定有形文化財、県条例第18条第1項に規定する県指定無形文化財、県条例第24条第1項に規定する県指定有形民俗文化財又は県条例第29条第1項に規定する県指定史跡名勝天然記念物をいう。
- (3) 市指定文化財 安城市文化財保護条例（平成7年安城市条例第12号。以下「市条例」という。）第4条第1項に規定する市指定有形文化財、市条例第16条第1項に規定する市指定無形文化財、市条例第22条第1項に規定する市指定有形民俗文化財又は市条例第29条第1項に規定する市指定史跡名勝天然記念物をいう。
- (4) 指定無形民俗文化財 法第78条第1項に規定する重要無形民俗文化財、県条例第24条第1項に規定する県指定無形民俗文化財又は市条例第22条第1項に規定する市指定無形民俗文化財をいう。

### (補助金の交付対象者)

第3条 安城市文化財保存事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 国指定文化財、県指定文化財、市指定文化財又は指定無形民俗文化財の所有者若しくは管理責任者又は保護団体であること。
- (2) 次条に規定する補助事業の実施に必要な財源を有するものであること。

(補助事業、補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、文化財の種類に応じ、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書（規則様式第1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業が工事（建造物等の修繕を含む。）を必要とする場合は、設計書、仕様書及び工程表（必要に応じて設計図、平面図及び立面図）
- (2) 補助事業が国又は県の助成の対象となった場合は、当該助成を受けるための交付申請書の写し及び添付書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、補助事業等実績報告書（規則様式第4）に支払の用途が明示された領収書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成7年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月11日から施行する。

別表（第3条関係）

種類	補助事業		補助対象経費	補助金の額
	事業名	内容等		
国 指 定 文 化 財	保存事業	次に掲げる事業（国の文化財保存事業費関係補助金交付要綱（昭和54年5月1日施行。以下「国要綱」という。）に規定する補助金の交付の決定を受けているものに限る。）  （1）保存修理 （2）防火施設の設置及び建設 （3）環境整備 （4）保存調査 （5）保護増殖 （6）伝承、公開及び記録作成 （7）指定文化財管理（防火施設の保守点検、防虫防蟻等のための小修理、名勝庭園等の荒廃の防止、民家の環境保全及び美術工芸品の殺虫）	国要綱に基づき、文化庁長官が補助対象経費と認めた経費	補助対象経費の10分の1
	保存施設 建設事業	民俗文化財、美術工芸品等指定物件を収蔵する施設の建設（国要綱に規定する補助金の交付の決定を受けているものに限る。）		
県 指 定 文 化 財	保存事業	次に掲げる事業（愛知県文化財保存事業費補助金交付要綱（昭和55年4月1日施行。以下「県要綱」という。）に規定する補助金の交付の決定を受けているものに限る。）  （1）保存修理 （2）環境整備 （3）伝承、公開及び記録作成 （4）上記に準ずると市長が認めた事業	県要綱に基づき、知事が補助対象経費と認めた経費	
	保存施設 建設事業	民俗文化財、美術工芸品等指定物件を収蔵する施設の建設（県要綱に規定する補助金の交付の決定を受けているものに限る。）		

市 指 定 文 化 財	保存事業	緊急かつ必要性が高い次に掲げる事業 (1) 保存修理 (2) 防火施設の設置 (3) 史跡等の保護増殖 (4) 上記に準ずると市長が認めた事業	修繕料、手数料、調査、設計、工事 監理等の委託料、修理、防災等の工 事請負費等（市長が適当でないと認 めた経費を除く。）	補助対象経費 の2分の1
	保存施設 建設事業	民俗文化財、美術工芸品等指定物件を取 蔵する施設の建設	調査、設計、工事監理等の委託料、 工事請負費、備品購入費等（市長が 適当でないと認めた経費を除く。）	補助対象経費 の3分の1
	環境整備 事業	次に掲げる事業 (1) 建造物、史跡等文化財の環境整備 （防火施設の点検、防虫防蟻等のた めの小修理、名勝庭園等の荒廃の防 止、民家の環境保全、美術工芸品の 殺虫、整地、雑木・雑草の除去及び 園池・堀 <small>しゅんせつ</small> の浚渫） (2) 上記に準ずると市長が認めた事業	修繕料、手数料、委託料、工事請負 費等（市長が適当でないと認めた経 費を除く。）	補助対象経費 の3分の1
指 定 無 形 民 俗 文 化 財	伝承事業	伝承	次に掲げる経費（食糧費、宗教儀式 に係る費用等市長が適当でないと認 めた経費を除く。） (1) 指導者謝礼等の報償費、小道 具等の消耗品購入費、衣装・器 具の修繕費、印刷製本費、衣装 洗濯代、会場使用料等 (2) 衣装等の備品更新費（市条例 第22条第1項に規定する市指 定無形民俗文化財に係るものを 除く。）	(1) に掲げ るものにあっ ては補助対象 経費の10分 の10、(2 )に掲げるも のには 補助対象経費 の2分の1

備考

1 補助事業のうち、国指定文化財、県指定文化財及び市指定文化財の保存事業にあつては、安城市歴史博物館が当該文化財の寄託を受け、又は借用をしている場合は、この表（備考を除く。）の規定により算出された補助金の額に、次の各号に掲げる寄託・借用期間（修理、出展等のため安城市歴史博物館を離れている期間を含む。）に応じ、当該各号に定める額を加算した額を補助金の額とする。

(1) 5年以上20年未満 補助対象経費の20分の1

(2) 20年以上 補助対象経費の10分の1

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てる。